平成２３年（フ）第８８５号
大阪府貝塚市北町39番36号
債務者　土橋　富子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８８６号
大阪府泉南市樽井３丁目33番10号
債務者　喜納ミヨ子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８８９号
大阪府和泉市富秋町３丁目９番36号
債務者　寺山　茂雄
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８９１号
大阪府泉南市信達大苗代697番地の４―605号
債務者　吉永　智博
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８９６号
大阪府岸和田市上松町1041番地の14
債務者　加納　圭子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９０４号
大阪府岸和田市吉井町２丁目７番３―102号、前住所大阪府岸和田市磯上町４丁目11番15―102号
債務者　ひよこ保育園こと　澤田　千賀
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３５７号
愛知県岩倉市大市場町順喜７番地　ディオーネ301号
債務者　林　　祐介
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４３５号
愛知県一宮市せんい１丁目７番21号　ジュネスケンイチⅡ403号
債務者　薫田　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５９８号
高知市神田829番地１　ソレイユ神田107号
債務者　山﨑　育子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６０３号
高知市百石町４丁目13番10号　長栄ビル202
債務者　益岡　和子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６０６号
高知市鴨部1134番地１　第２いく代マンション201号
債務者　井上　智寿
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６０９号
高知市九反田６番３号　ライブコア401号
債務者　長野　　隆
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６１３号
高知県吾川郡いの町2301番地　いの町営住宅内野団地北棟406号
債務者　刈谷　**隆**子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６１６号
高知市塩屋崎町２丁目12番42号
債務者　宮田　佳典
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６２０号
高知市潮新町１丁目13番19―302号
債務者　有澤　廣樹
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１０号
北海道美唄市字美唄1440番地　左仲１号
債務者　柏谷　忠夫
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１１１号
北海道美唄市字美唄1440番地　左仲１号
債務者　柏谷　雪生
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１２４８号
千葉市中央区大森町57番地８　コーポ勝又105号
債務者　出島由美子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係